

# 高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例(案)の概要

## 《これまでの県産木材をとりまく状況》

- 木材の輸入全面自由化(昭和39年)→国産材の価格低迷(例 スギ中丸太価格はピーク時の3分の1以下)
- 年間を通しての質・量ともに安定的で均一な木材の供給が困難



- 林業生産活動の停滞→中山間地域からの林業労働者の減少→過疎化・高齢化
- 森林管理の停滞→森林の有する多面的機能の低下、災害発生の懸念

## 条例に基づく施策の展開

### 《条例の目的(第1条)》

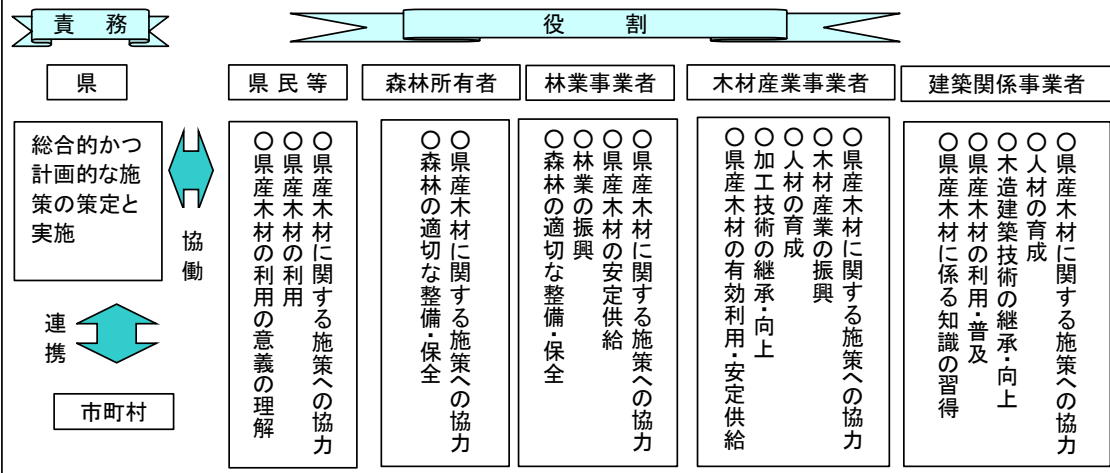
- 県産木材の供給及び利用の促進に関し、①基本理念、②県の責務・森林所有者等の役割、③施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、林業・木材産業の持続的な発展等を実現し、もって経済の活性化・循環型社会の形成に寄与する

### 《基本理念(条例の精神)(第3条)》

県産木材の供給及び利用促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない

- 県産木材の経済的価値の向上が図られること
- 森林の次世代への継承等が図られること
- 県産木材の好循環の促進が図られること

### 《関係者の責務・役割(第4条～第10条)》



### 《県産木材の供給及び利用の促進に関する計画(第11条)》

○県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次の事項を定めた基本的な計画を策定

- ①県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的事項
- ②県産木材の供給及び利用の目標
- ③その他必要な事項

### 《主要な施策》

